

## 懲罰的損害賠償を命じた外国判決のわが国における

### 承認・執行の可否

—萬世工業事件上告審判決—

永井博史

最高裁平成九年七月一一日第二小法廷判決

(平成五年(オ)第一七六二号執行判決請求事件)

(民集五一巻六号二五七三頁)

#### 〈事実の概要〉

(二) 日本法人Y<sub>1</sub>の子会社であるカルフォルニア州法人M社は、オレゴン州に工場の進出をはかるため、一九七九年(昭和五四年)、オレゴン州の開発業者A、Bとの間で、独占開発業者契約を締結した。Aらは、M社の進出地区を取得することを目的として、X(オレゴン州のパートナーシップ。わが国の民法上の組合に相当する団体である)を設立した。一九八〇年(昭和五五年)一月、Aの経営するK社は、Xとの合意に基づいて、M社のために土地を確

保し、K社とM社との間で、土地および建物について賃貸借契約が締結された。しかし、この工場進出計画は資金調達の問題で頓挫した。

M社は、一九八〇年（昭和五五年）三月、自社の代表者が勝手に右の独占開発業者契約および賃貸借契約を締結したとして、カルフォルニア州サンタクララ郡の上位裁判所（わが国の地方裁判所に相当する。）に、K社に対する賃貸借契約の無効確認等を求める訴えを提起した。この訴訟において、XおよびK社は、M社に対して右賃貸借契約の履行を求めるとともに、予備的請求として、Y<sub>1</sub>社、およびその代表者Y<sub>2</sub>に対して、右賃貸借契約等の締結につき不実表示などによる欺罔行為があつたとして、損害賠償を求める反訴を提起した。

カルフォルニア州サンタクララ郡の上位裁判所は、陪審による審理をへた上で、一九八二年（昭和五七年）三月、右賃貸借契約が効力のない旨の判決を言い渡すとともに、Xらの反訴について、（1）Y<sub>1</sub>社およびY<sub>2</sub>に対し、補償的損害賠償として四二万五二五一ドルを、さらに、（2）Y<sub>1</sub>社に対し、懲罰的損害賠償として一二二万五〇〇〇ドルを、Xらに支払うよう命じた。そして、当事者双方からの控訴は棄却され、一九八七年（昭和六二年）五月、本件判決は確定した。

（二）そこで、Xが、この判決を日本において執行するため、一九八九年（平成元年）二月、東京地裁に対して執行判決を求めたのが本件である。

まず第一審の東京地裁は、平成三年二月一八日、懲罰的損害賠償につき、「懲罰的損害賠償は、補償的損害賠償が認められる場合で、特に被告に主觀的な悪事情がある場合に、将来の同種違法行為の抑止を主な目的として、補償的損害賠償とは別に課されるものである。その意味で罰金同様の目的を有することは否定し難いところであるが、懲

罰的損害賠償は、直接的には私人間の権利に関わるものであり、懲罰的損害賠償を求めるかどうかも私人の意思如何にかかっていること等からすると、これを刑罰と同視することは相当ではないし、そもそも不法行為の効果としていかなる法的効果を付与するかは、その国の法律思想ないし伝統に根ざす司法政策の問題であるから、我が国の法制上懲罰的損害賠償が認められていないからといって、あるいは懲罰的損害賠償が刑事的目的を有するからといって、これを命ずる外国判決がいかなる事案についてであれ一切承認の対象となないとすることは相当でない」と判断し、懲罰的損害賠償を命じる外国判決も承認の対象となることを肯定した。そして、本件懲罰的損害賠償判決がわが国の公序に反するか（旧民訴法二〇〇条三号、現行民訴法一一八条三号）について検討に移り、「外国判決が我が国の公序に反するかどうかを判断するに際しては、当該法制度それ自体の我が国の公序との抵触の如何を問題とするのではなく、あくまでも具体的な事案について、当該外国判決の認定事実を前提としつつ、執行される内容及び当該事案と我が国との関連性の双方からみて、当該判決の執行を認めることができが、我が国の公益や道徳的観念に反する結果となるか、あるいはその執行により我が国の社会通念ないし道徳観念上真に忍びない過酷な結果がもたらされることになるかどうかの点を判断すべきである」と、その判断方法を提示した上で、「右認定の事実関係をもとに本件外国判決の公序違反の有無について検討するに、Y<sub>1</sub>社に対する懲罰賠償の根拠とされた『意図的不実表明』及び『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』については、前記のような事実が認定されているにとどまるところ、かかる事実のみからY<sub>1</sub>社に『意図的不実表明』又は『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』ありとするのは、経験法則及び論理法則に照らしていかにも無理があるというべきであり、しかも、独占的開発者契約の当事者としてXらとの間で取引を進め、後に右契約の無効を主張するに至ったMについては、補償的損害賠償さえも認められなかつたことと対比すると、ひ

とりY社に対し前記のような薄弱な根拠に基づき本件訴え提起時の邦貨換算にして約一億五〇〇〇万円にも上る巨額の懲罰賠償を命ずる外国判決の執行を容認することは、我が国における社会通念ないし衡平の観念に照らして真に忍び難い、過酷な結果をもたらすものといわざるを得ない」と判示して、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償を認めた部分の承認および執行は、わが国の公序に反して許されないと結論づけた。<sup>(1)</sup>

控訴審の東京高裁は、第一審判決が外国判決の具体的な事実認定を云々した点で実質的再審査の禁止（民執法二四条二項）に違反するとして学説から強く批判されたのを受けて、平成五年六月二八日、以下のように判示し、控訴を棄却した。すなわち、「懲罰的損害賠償の一部が事実上被害者の弁護士費用等の経費部分とか精神的損害を填補する機能を果たしている面があるにしても、それは付隨的かつ事実上の効果に止まるのであって、……懲罰的損害賠償は、本質的には加害者の行為の反社会性を処罰する……」という点に重点が置かれている。……我が国においては、不法行為による損害賠償は現に被害者に生じた損害を填補することを目的とするものとされ、懲罰的目的で現実に被害者に生じた損害を越える賠償を命ずることは、不法行為による損害賠償制度の予定しないところであるばかりか、むしろ許されないとされているところである。……懲罰的損害賠償を命ずる米国の裁判所の判決をもつて民事執行法・民事訴訟法の右法条（民事執行法二四条、旧民事訴訟法二〇〇条一筆者）が予定する外国裁判所の判決といえるかどうか自体が疑問である上、これが右法条にいう外国裁判所の判決に当たると解しても、民事訴訟法二〇〇条三号の公序の要件の適合性が問題とならざるを得ず、我が国の法秩序のありかたからいって、本件外国判決の執行を認めることは我が国の公序に反すると解される。いずれにしても、懲罰的損害賠償を命じた部分につき執行判決を求めるXの請求には理由がない<sup>(2)</sup>、と。この判決を不服としてXが上告した。

〈 判 旨 〉

上告棄却。「(一) 執行判決を求める訴えにおいては、外国裁判所の判決が民訴法二〇〇条各号に掲げる条件を具備するかどうかが審理されるが（民事執行法二四条三項）、民訴法二〇〇条三号は、外国裁判所の判決が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反しないことを条件としている。外国裁判所の判決が我が国の採用していない制度に基づく内容を含むからといって、その一事をもつて直ちに右条件を満たさないということはできないが、それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決は右法条にいう公の秩序に反するというべきである。

(二) カリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償（以下、単に「懲罰的損害賠償」という。）の制度は、悪性の強い行為をした加害者に対し、実際に生じた損害の賠償に加えて、さらに賠償金の支払いを命ずることにより、加害者に制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとするものであることが明らかであつて、その目からすると、むしろ我が国における罰金等の刑罰とほぼ同様の意義を有するものということができる。これに対し、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被つた不利益を補てんして、不法行為がなかつたときの状態に回復させることを目的とするものであり（最高裁昭和六三年（オ）第一七四九号平成五年三月二十四日大法廷判決・民集四七巻四号三〇三九頁参照）、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。もつとも、加害者に対して損害賠償義務を課すことによつて、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずる（）

とがあるとしても、それは被害者が被つた不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果にすぎず、加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なるというべきである。我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁に委ねられているのである。そうしてみると、不法行為の当事者間において、被害者が加害者から、実際に生じた損害の賠償に加えて、制裁及び一般予防を目的とする賠償金の支払を受け得ることは、右に見た我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないものであると認められる。

(三) したがつて、本件外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために被上告会社に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しないものとしなければならない」。

以上のように判示して、最高裁判所は、「本件外国判決のうち懲罰的損害賠償としての金員の支払を命ずる部分について執行判決の請求を棄却すべきものとした原審の判断は、是認することができる」と結論づけた。

／ 評 稹 ／  
判旨に反対する。

## 一 本判決の意義

本判決は、アメリカの懲罰的損害賠償判決を日本で承認・執行することを拒否した画期的な判決であり、実務にも大きな影響を及ぼすであろう。本判決の論旨は、極めて明快で、アメリカの懲罰的損害賠償判決が有する「制裁および抑止」という目的を問題とし、そのような目的を有する判決でも、民訴法二〇〇条（現行一一八条）による承認対象である「民事の」判決であることを肯定しながら、同条三号に規定する公序に反するとして、その承認・執行を許さなかつたのである。以下では、この判決の論旨にそつて、まず、懲罰的損害賠償判決の「民事判決性」について簡単に触れ、つづいて、それが公序に反するものであるかについて検討してみたい。

## 二 懲罰的損害賠償判決の「民事判決性」

懲罰的損害賠償判決はわが国の公序に反するか否かの判断に先立つて、そのような判決の承認適格としての「民事判決性」が問題となる。

本件控訴審判決は、懲罰的損害賠償判決が承認適格を有する民事判決といえるかは大いに疑問であると表明したが、学説においても、懲罰的損害賠償判決の「民事判決性」を否定する見解が、少数説ながら極めて有力に唱えられている。<sup>(3)</sup> その見解の理由とするところは、懲罰的損害賠償の制度が、損害の填補という私法的な目的を越えて、いわゆる「制裁および抑止」という刑事法的な目的を、その本来の目的とすることがある。さらに、石黒一憲「国際民事訴訟法」二二〇頁によれば、その理由付けの補強として、次のことが主張される。すなわち、「私人の提起する訴訟行政機関による法のエンフォースメントを補う機能を営ませよう」とし、あえて『公的「非民事的」なものと私の「民事

的」なものとの交錯・融合』をはかり、そつした点で私人に『アドホックな私的法務総裁(private attorney-general)』としての役割を期待しようとするこの制度の本質(カリフォルニア州の場合はそれが端的に示されしる)を、一層直視すべきだと考える。……つまり、私法的外装を伴つた隠れた域外的公権力行使の一つのパターンとして、当該問題を把握し、懲罰賠償部分に限つて端的にこれを承認対象外とすべきものと思われる」と。

しかし、懲罰的損害賠償は、本件第一審判決も判示するように、①直接的には私人間の権利にかかるものであり、②懲罰的損害賠償を求めるかも私人の意思いかんにかかっているし、また、③被害者自身に懲罰的損害賠償は支払われる。このことから、懲罰的損害賠償の性質 자체は、刑罰的な制裁であるとしても、懲罰的損害賠償判決は、民事判決ということができる。私人が私的法務総裁として国家の公法的な法目的を実現することをこの制度の本質と考えるところは、極めて興味深く傾聴に値するが、私人間の損害賠償請求訴訟として、民事裁判所で審理判断された判決を、「非民事判決」と解することには、依然として抵抗を覚える。

### 二 懲罰的損害賠償判決と公序

懲罰的損害賠償判決といえども、「民事判決性」を失わないとすれば、次にそれがわが国の公序に反しないかが問題となる。

学説は、結論として懲罰的損害賠償部分の承認・執行を否定する見解が、圧倒的多数である。しかし、その公序性を判断する基準の相違から、次の三つの見解に大別される。すなわち、一般的公序違反説、個別的全部公序違反説、および個別的一部公序違反説といわれるべきものである。<sup>(4)</sup>

1 一般的公序違反説は、その承認・執行が求められている外国判決のうち懲罰賠償部分を個別具体的に検討することなく、懲罰的損害賠償判決の「刑事法的」性質が、わが国の法秩序と相容れないものであることを強調して、公序に反するとする見解である。<sup>(5)</sup> 本件最高裁判決および控訴審判決が、この見解を表明している。

しかし、この見解に対しても、承認適格ではその民事法的性格を認めながら、公序判断では逆にその刑事法的性格を強調するという、いささか落ち着きの悪い議論となつているとする批判もある。<sup>(6)</sup>

2 個別の全部公序違反説は、本件第一審判決の採用する見解であり、外国判決のうちその懲罰的賠償部分を個別具体的に検討し、執行される内容および当該事案の内国牽連性の双方からみて、その部分の執行を認めることが、わが国の公益や道徳的観念に反したり、わが国の社会通念ないし道徳観念に照らし真に忍びない過酷な結果がもたらされる場合には、その懲罰賠償部分「全体」が公序に反するとするものである。

この第一審判決の見解に対しても、民訴法二四条二項の規定する実質的再審査の禁止に反することになると、多くの学説から強く批判されており、この見解を支持する学説は見あたらない。<sup>(7)</sup>

3 個別的一部公序違反説は、前説と同様に、外国判決のうちその懲罰的賠償部分を個別具体的に検討し、その部分の執行を認めることができ、わが国における社会通念等に照らし真に忍びがたい過酷な結果をもたらす場合に、その部分が公序に反するとするのであるが、懲罰的損害賠償については、つまるところ、その賠償額の過大さに着目し、「相応な金額」と認められる範囲を越えた「部分」のみが、公序に反することになるとする見解である。<sup>(8)</sup> ところが、この見解に従えば、懲罰賠償部分のうち、承認・執行が認められるべき右の「相当な範囲」が、どのような基準で決定されるべきかが問題となる。たとえば、同種の国内事件で内国裁判所が認容すべき額の三倍程度、あるいは填補賠償

額の三割から五割程度<sup>(10)</sup>、あるいはステイーフエルリスチュルナーが提唱する計算式（日本での損害算定額×円の購買力による増額ないし減額×修正指數+外貨交換率）を参考するなど、様々な提案がなされているが、いまだ定説と呼べるものは存在しない。

しかし、このような見解に対しても、なぜに損害賠償額が高額であることが直ちに公序に反するのかという疑問が投げかけられている。<sup>(11)</sup>さらに、「相当な範囲」の認定に当たり、場合によつては、実質的再審査禁止の原則に触れるおそれが生じたり、内国裁判所に大きな負担を与えることもあるう、といった問題点も指摘されている。<sup>(12)(13)</sup>

#### 四 懲罰的損害賠償判決の「承認・執行肯定説」

これまでみてきたように、学説においては、判例懲罰的損害賠償を命ずる外国判決について、わが国の公序に反するとして、その承認・執行を拒否すべき部分のあることについては、ほぼ異論はないとされながらも、その理論構成には様々な見解が存在し、いずれの見解も通説的地位を占めるに至っていない。そこに、本件最高裁判決が一般的公序違反説を採ることを明らかにしたことは、学説に対しても、大きな影響を及ぼすことが予測される。

私見は、個別的全部公序違反説および個別的一部公序違反説については、前述したような疑問から、それに与することはできないとするものである。さらに、本件最高裁判決の採用する一般的公序違反説についても、決して支持することはできないと考える。すなわち、一般的公序違反説は、本件最高裁判決が明言するように、懲罰的損害賠償判決の「刑事法的」性質が、わが国の法秩序と相容れないとして、公序に反すると主張するが、にわかに賛成することができないのである。むしろ、「刑事法的」性質を有する懲罰的損害賠償判決といえども、以下に詳論する理由から、

## 懲罰的損害賠償を命じた外国判決のわが国における承認・執行の可否

原則として、わが国における承認・執行が許されるべきであると考えたい。

### 1 日本の民事法における「制裁・抑止」目的

(一) そもそも、不法行為制度の重要な目的の一つとして、不法行為の制裁・抑止目的があることは否定できないはずである。損害賠償は、直接的には被害者の損害の填補を目的とするものであるが、間接的には右の制裁・抑止目的を達成しようとするものであり、さらに差止請求権が認められる場合には、直接的に抑止目的が追求されているともいえよう。<sup>(15)</sup>

(二) (1) 不法行為により被害者の被つた精神的損害に対する慰謝料が、以下の理由から、填補目的を越えて制裁・抑止機能を有していることは疑いえない。すなわち、実務において、慰謝料の算定にあたって斟酌すべき事情としては、まず被害者側の事情として、①被害の程度、すなわち苦痛や苦悩の大きさ、激しさ、長さがあげられるが、そのほかに加害者側の事情として、②加害行為の態様（加害者が故意でしたか、過失か、その過失・悪性の程度等）や、③加害者の経済状態等も加えられるのが、一貫した判例の立場である。この②や③の加害者側の事情も広く斟酌されることから考えれば、明らかに慰謝料の支払いが、単なる損害の填補を超えた機能を有していることは否定できない。すなわち、そこには制裁・抑止機能を「垣間見る」ことができるるのである。

ただし、判例においては、このような慰謝料が制裁的な機能を有することに対し、明確に反対の見解を表明する下級審判例もある。すなわち、いわゆるクロロキン薬害訴訟の第一審および控訴審判決である（第一審判決は東京地判昭和五七・二・一判時一〇四四号一九頁、控訴審判決は、東京高判昭和六三・三・一一判時一二七一号三頁）。肝臓疾患の治療薬クロロキンが継続投与された結果、網膜症に罹患した原告らが、国、製薬会社等に対し損害賠償を

請求した訴訟において、原告らは、被告らがクロロキンの毒性を知りながら、利益追求のため故意に加害行為を行つたことは高度に悪質であること、刑事・行政的な制裁が機能していないことを理由に、通常の慰謝料の三倍程度の「制裁的慰謝料」を請求したのに対して、これらの判決はいずれも、そのような制裁的慰謝料の請求を退けたのである。たとえば、右の控訴審判決をみると、前記の②の事情が慰謝料額の算定に当たり斟酌される理由につき、以下のよう明言した。

「不法行為により被害者の被つた精神的損害に対する慰謝料の算定に当たつては、他の諸般の事情とともに加害行為の態様（加害者が故意でしたか、過失か、その過失、悪性の程度等）が斟酌されるが、それはその態様の如何によつて被害感情、被害者の受けける精神的苦痛の程度に差異があるのが通常であり、これが慰謝料額に反映されるべきだからである。……我が国の民法における不法行為による損害についての損害賠償制度は、不法行為によつて被つた被害者の損害を賠償させることのみを目的としているのであり、そのためには、加害行為の態様を前記の範囲で斟酌することでの必要、かつ、十分であり、これを超えて加害者に懲罰、制裁を課するとか、不法行為の再発防止を図るとか、そのため慰謝料額を高額のものとすることなどは、右制度の予想しないところであつて、許されないのである」<sup>(15)</sup>、と。しかし、このような判決の見解に従えば、慰謝料の算定に際して斟酌すべき事情のうちで、なぜに②の加害行為の態様が、①の被害の程度から独立して、斟酌すべき事情とされるのかが問題となり、このことについて改めて説明が必要となろう。

もつとも、不法行為の事案ではでないが、慰謝料の制裁的・抑止的役割を肯定した下級審判例も存在する。京都地判平成元・二・二七（判時一三二二号一二五頁）である。それによれば、マンション建設に対して付近の住民が反対を

し、住民とマンション建設会社が工事の時間や日曜・祭日の工事の禁止等についての協定が成立したが、工事が遅延したため、建設会社が、協定に違反して完成を急いだほうが、遅延による損害金を支払うより得策であると考え、あえて日曜日に工事を実施したため、住民らが契約違反による精神的苦痛を被つたとして建設会社に対して慰謝料を請求した事案において、「故意による債務不履行の場合には、懲罰的ないし制裁的性質を有する慰謝料の支払義務を課することができる」として、「予見される具体的な騒音等による財産的損害、精神的損害が立証されない場合でも、なお債務不履行ないし契約違反自体による精神的苦痛に対し、その違反の懲罰的ないし制裁的な慰謝料の賠償を命ずるのが相当である」と判示し、被告らに原告ら各自に対しそれぞれ金二〇万円を支払うように命じたのである。この判決の評価も今後注目されよう。

(2) ところで、学説においても、上記の判例と同様に、慰謝料を現実に生じた精神的損害の填補である考え方、それを越えて慰謝料に制裁・抑止的役割を認めない立場が、従来からの通説である。その論拠となるところは、主として、①近代法においては、民事法と刑事法の明確な分化を理想とすること、②慰謝料請求権の根拠となる民法七一〇条の文言が、「財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス」となっていることに求められている。<sup>(20)</sup>

しかし、慰謝料の制裁・抑止的役割を積極的に認める立場も、極めて有力に主張されている。近代法においてはともかくとして、現代法においては、懲罰的損害賠償制度は、必ずしも民刑不分離の時代の遺物として、否定的に考えられるべきものではないといえよう。懲罰的損害賠償制度が英米法系の法制度において極めて重要な役割を果たしていることを考えると、外国の懲罰的賠償判決が、その承認・執行に関して、わが国の公序に反するとまで言い切るのは、いささか困難ではなかろうか。

(三) 不代替的作為義務や不作為義務の強制執行の方法としては、いわゆる間接強制が認められており、裁判所によつて債務者の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭の支払いが命じられるが、債務者は実際の損害額を証明して、その金銭の減額を申し立てるることはできないと解されている(民執法一七二条)。この制度にも制裁・抑止機能を垣間見ることができよう。

(四) 労基法一一四条は、同法二〇条などの法規定に違反して賃金等を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、使用者が支払わなければならぬ金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる旨を規定する。このように、わが国においても、いわゆる「民事法の中に刑法が混入している」制度が、現実に存在するのであって、この点からしても、懲罰的損害賠償判決が、わが国の公序に反すると言い切れるか大いに疑問である。極論すれば、もし懲罰的賠償判決がわが国の公序に反して、その承認・執行は許されないと云うのであれば、右の労基法一一四条も、公序に反し無効といわざるを得ないし、立法の過誤として早急に廃止されるべきである。懲罰的損害賠償は不法行為におけるものであり、右規定とは直接関係しないと強弁したとしても、このような規定がわが国にあるということは、少なくとも、外国の懲罰的損害賠償判決の公序性の判断においては、その承認・執行を肯定する方向に働くであろう。<sup>(21)</sup>

なお、これに対し、やや苦しい弁明になるがと断りながら、「この労働者の付加金請求権の規定は日本の法制としては極めて異質かつ唯一の例外であり、いずれにしても、少額請求(small claim)は倍額にしても少額なことに変わりがなく、原告弁護士たちのインセンティブには到底なり得ないし、アメリカのような百万ドル単位の懲罰的損害賠償や三倍賠償制度とは全く性質をことにするものである」と主張する論者もある。<sup>(22)</sup>しかし、右規定による懲罰賠

償額が少額であるのでこのような制度は無視すべきであるとする主張には、ほとんど説得力がない。

さらに、船員法一一六条も、前記の労基法一一四条と同様に、船舶の所有者が同法四四条の三などの規定に違反した場合には、船員の請求により、未払金に相当する額の「付加金」を支払わなければならない旨を規定する。この規定も、「民事法の中に刑事法が混入している」制度であり、外国の懲罰的損害賠償が、必ずしもわが国の公序に反するとは言い切れない証左とされよう。<sup>(24)</sup>

## 2 懲罰的損害賠償判決の「承認・執行」肯定説の問題点

これまで述べた理由から、本件の懲罰的損害賠償判決は、それが「刑事法的」性質を有するとしても、わが国の民事法および不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないとまで言い切ることはできず、公序に反すると結論づけることは不当である。判旨に反対する次第である。<sup>(25)</sup>

ところで、私見のような見解に対しても、次のような批判が予想される。すなわち、「懲罰的損害賠償は、たしかに肯定論者のいうように、害悪の除去、発生防止に有用な面がある。しかし、①それは、本件外国判決でも分かるよう、陪審裁判と結びついて、粗雑な事実認定と粗末な判決理由により、巨額な賠償命令となりやすい。②賠償金を被害者に取得させることも、悪の摘発に対する報償と考えるにしても過大すぎて不当である。③加害者が悪性・悪質の場合に限るといつても、手続保障も不十分な制裁であり、④刑事罰、行政罰との二重の危険であることに変わりはなく、多くの場合加害者に過酷となる」(ただし、丸数字は筆者が付した)。<sup>(26)</sup>

このような批判については、以下のよう応えることができよう。すなわち、まず①の点については、そもそも陪審裁判が有するこの種の問題は、この懲罰的損害賠償判決にかぎられるものではないし、また、余りに高額な賠償命令

にならないようにする努力が、アメリカにおいても既になされている。<sup>(26)</sup> つぎに、②の点については、実際の損害額を超えて賠償金が支払われることは、既にみたように、たとえば、労基法一一四条や船員法一一六条、および不代替的作為義務や不作為義務の間接強制においてもみられるものであり、その額の多寡については問題となりえようが、途方もないほど高額なものでないかぎり、外国判決の承認・執行を公序に反するとして拒絶すべきほどの不当性は存在しない。さらに③の点については、まさに悪性の強い行為をした加害者に対する制裁であり、さらに陪審裁判における手続保障の不十分さを、これについてだけ持ち出すのは納得できない。最後に、④の点については、このような批判は正鵠を射ているといわざるえない。そこで、すでにアメリカにおいて、当該行為に対しても刑事罰や行政罰、あるいは、場合によっては既に他の原告の申立てにかかる懲罰的損害賠償を受けている場合は、例外として、当該外国判決は、わが国の公序に反し、その承認・執行は許されないと解すべきである。

本件の上告理由は、正当にも次のように主張する。すなわち、「現在、世界各国相互間において緊密かつ頻繁な通商・投資等が行われており、そのような世界の自由貿易・投資により、多大の利益を得ている我が国にとっては外国（本件では米国）で行われた不法行為に対し同国が下した判決の執行を積極的に認めることができ、むしろ我が国の国益に合致し、抵触法上の公序に合致するというべきであり……」<sup>(27)</sup> と。外国において活動し利益を得る日本企業は、その活動によって生じる外国法における責任も、できるかぎり積極的に負担すべきであろう。懲罰的損害賠償が、悪性・悪質な行為に対してのみ命じられるものであることを考えれば、このことは尚更である。アメリカにおいて、日本企業がアメリカ企業と自由に利益獲得競争をしているときに、日本企業に悪性・悪質な行為にかかる損害賠償義務を免れさせることは、「保護主義」の批判を避けられない。

(1) 東京地判平成三・二・一八判時一三七六号七九頁。

(2) 東京高判平成五・六・二八判時一四七一号八九頁。

(3) 道垣内正人「アメリカの懲罰的損害賠償判決の日本における執行」『民事手続法学の革新（上）』（三ヶ月古稀）四二三頁、同・本件第一審判例評釈・判例評論三九一号四三頁、同・本件第二審判例評釈・民事執行判例百選二三頁、石黒一憲「國際民事訴訟法」二三〇頁、同「アメリカの懲罰的損害賠償制度と”国境”」貿易と関税一九九一年一〇月号四〇頁以下、同・本件第一審判例評釈・私法判例リマークス一九九二年（上）一七〇頁など。

(4) この学説の分類は、須藤典明「懲罰賠償判決のわが国での執行の可否と今後の課題」自由と正義四九号六六頁以下によつた。

(5) 竹下守夫「判例から見た外国判決の承認」『判例民事訴訟法の理論（下）』（中野古稀）五一三頁以下、五四五頁以下、藤田泰弘「涉外民事事件の実務上の問題点」自由と正義三一巻一一号二二頁、坂本昭雄・金融商事判例九二一号四八頁、吉野正三郎・安達栄司・本件判例評釈・判夕八二八号八九頁以下、中野俊一郎「懲罰的損害賠償を命じる外国判決の承認・執行」NBL六二七号二三頁、古閑祐二・本件判例評釈・法律のひろば一九九八年一月号五四頁など。

(6) 中野俊一郎・前掲・NBL六二七号二二頁以下。

(7) 中西康「外国判決の承認執行における『*disposition au fond*』の禁止について（3）」法学論叢一三五巻六号一三頁、石黒一憲・前掲「國際民事訴訟法」一一九頁、道垣内正人・本件第一審判例評釈・判例評論三九一号四二頁、四五頁など多数。高田裕成「財産関係に関する外国判決の承認」『國際民事訴訟法の理論』三九〇頁、三九八頁、鈴木正裕・青山善充・注釈民訴（4）三八三頁（高田裕成）、小林秀之「懲罰的損害賠償と外国判決の承認・執行（下）」NBL四七七号二四頁、小林秀之・吉田元子「アメリカの懲罰的損害賠償判決の承認・執行（下）」NBL六三〇号四六頁以下、岡田幸広「外国判決承認・執行要件としての公序について（4）」名法一五二号四五五頁、河野俊行「アメリカの懲罰的損害賠償判決と國際民事訴訟法上の若干の問題について」法政研究五八巻四号八八七頁、須藤典明・本件第一審判例評釈・判夕

七九〇号二五九頁、同・本件控訴審判例評決・判タ八五二号二七五頁、渡辺惺之・本件第一審判例評決・特許管理四一卷一〇号一三二六頁、春日偉知郎・本件控訴審判例評決・平成五年度重判二九二頁、桜田嘉章・本件判例評決・平成九年度重判二九三頁など。

(9) 河野俊行・前掲・法政研究五八卷四号八八七頁。

(10) 須藤典明・前掲・判タ七九〇号二五九頁、同・前掲・判タ八五二号二七五頁。

(11) 渡辺惺之・前掲・特許管理四一卷一〇号一三二六頁、岡田幸広・前掲・名法一五二号四五五頁。

(12) 神前禎・本件第一審判決評決・ジュリ一〇二三号一四一頁、道垣内正人・前掲・本件第一審判決評決・判例評論三九一號四四頁など。

(13) 石黒一憲・前掲(註3)・貿易と関税一九九一年一〇月号四九頁。

(14) 判時一六二四号九一頁。

(15) 小島武司「脚光を浴びる制裁的賠償」判タ二七八号一三頁参照。

(16) たとえば、最判昭和四〇・二・五最高裁判所裁判集民事七七号三三一頁は、慰謝料の算定にあたつて、「当事者双方の社会的地位、職業、資産、加害の動機及び態様、被害者の年齢、学歴等諸般の事情を参酌すべきことはむしろ当然の事柄である」とされ、加害者側の事情が広く斟酌されている。このほかに、最判昭四一・四・七民集二〇卷四号四九九頁、大判昭和八・七・七民集一二卷一八九五頁、大判大九・五・二〇民録二六輯七一〇頁なども参照。

(17) また、クロロキン薬害第二次訴訟についての東京地判昭六二・五・一八判時一二三一号三頁も、同様に慰謝料の制裁的役割を否定した。

(18) 判時一二七一号四四一頁。なお、本件クロロキン薬害訴訟の第一審判決も、ほぼ同旨の判断を示している(判時一〇四四号二六二頁)。

(19) 注釈民法(一九)七頁(加藤一郎)、加藤一郎・不法行為法(増補版)一二二八頁、四宮和夫・事務管理・不当利得・不

懲罰的損害賠償を命じた外国判決のわが国における承認・執行の可否

法行為（下）五九四頁、山中康雄「刑事責任と比較してみた法行為責任論」『損害賠償責任の研究（上）』（我妻還暦）一頁など。

（20）たとえば、戒能通孝「不法行為における無形損害の賠償請求権」法協五〇卷三号一三五頁、後藤孝典「制裁的慰謝料論」法時五二卷九号二三頁、三島宗彦「損害賠償と抑制的機能」立命一〇八・一〇九号一三八頁、花谷薰「慰謝料の制裁的機能に対する評価をめぐって」法と政治三四卷三号三八三頁、小島武司「脚光を浴びる制裁的賠償」判夕二七八号一三頁、同「私的制裁としての損害賠償—民事訴訟の機能向上のためにー」法セ一九七二年二月号二四頁、樋口範雄「制裁的慰謝料について」ジュリスト九一一号一九頁、森島昭夫・不法行為講義四七四頁など。

（21）同旨、道垣内正人・本件第一審判例評釈・判例評論三九一号四三頁、同・本件第二審判例評釈・民事執行判例百選二三頁。ただし、私見とは異なり、論者は非民事判決説に立脚し、懲罰的損害賠償判決のわが国における承認・執行を認めない。

（22）藤田泰弘「アメリカの懲罰的損害賠償判決は日本では執行できない」判夕九五三号六五頁。

（23）道垣内正人・前掲（註21）・判例評論三九一号四三頁、同・前掲（註21）・民事執行判例百選二三頁。

（24）承認・執行肯定説に立つものとして、たとえば、小林雅人「懲罰的損害賠償をめぐる日米法の動向」JICPAジャーナル五一一号三四頁。）

このほか、やや特異な見解であるが、懲罰的損害賠償判決を承認すること自体は、わが国の公序に反しないが、その執行は認められず、この意味において、懲罰的損害賠償判決は、自然債務型のものに属するという見解もある（酒井一「米国懲罰的損害賠償判決の承認と執行に関する一考察」民商一〇七卷三号三五三頁以下、民商一〇七卷四二五号六六〇頁以下（特に六六一頁以下）。

（25）田尾桃一・本件判例評釈・金融商事判例一〇三一号五八頁以下。

（26）そのアメリカ各州の立法による努力については、早川吉尚「懲罰的損害賠償の本質」民商一一〇卷六号一一五頁以下、

小林雅人・前掲（註24）JICPAジャーナル五一一号三五頁を参照。それによれば、各州で様々な試みがなされているが、たとえば、懲罰的損害賠償の額の上限を定めたり、懲罰的損害賠償を認める事項を限定したりしている。

なお、アメリカにおける各州の懲罰的損害賠償の法的性質や機能の相違については、さしあたり、手塚裕之「米国各州の懲罰的賠償判決の性質・法的機能と本邦での執行可能性」ジユリー一〇二〇号一一七頁を参照。

(27) アメリカの各州においては、この点についても改革の努力がなされており、早川吉尚・前掲一一六頁以下によれば、たとえば、アラスカ州、オハイオ州、オレゴン州等においては、懲罰的損害賠償を課すための証明度が立法により引き上げられ、民事の通常の事件で必要とされる「証拠の優越」の程度の証明度から、刑罰を科するために必要とされる「合理的な疑いを越える程度の証明」までは至らなくとも、「明白かつ確信を抱くに足る証明」が必要とされるようになった。

(28) なお、ドイツの民事法は、懲罰的損害賠償制度に関し、ほぼ我が国と同様の法状況にあるが、ドイツにおけるアメリカの懲罰的損害賠償判決の執行をめぐる議論については、さしあたり、河野俊行・前掲（註8）五八頁、吉野正三郎・安達英司「ドイツにおける米国の懲罰的損害賠償判決の執行をめぐる諸問題」ジユリー一〇二七号一二二頁、河合弘造・ラインハルト・ヘルメス「ドイツにおける米国裁判所の下した懲罰的賠償判決の執行可能性」NBL四九七号六頁、四九九号三四頁、五〇三号二七頁、ロルフ・シュテュルナー（春日偉知一郎訳）『国際司法摩擦』一一五頁以下等を参照。

（平成一〇年八月一〇日脱稿）